

大区画農地の貸付に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、意欲ある農業経営体に対し、優良農地として再生した大区画農地（以下、「農地」という。）を貸し付けることにより、地域での雇用の創出と本市農業の活性化を図ることを目的とする。

（貸付対象者）

第2条 農地の貸付を受けることができる者は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の農用地利用集積計画に定められた利用権の設定を受けることができる者とする。

（貸付条件）

第3条 別表に記載のある農地のうち、A、B、C区画については、エゴマを栽培し、富山市地域再生計画に位置付けたエゴマの6次産業化の推進に努めるものとする。

（貸付手続き）

第4条 市長は、公募により農地の貸付を行うものとする。

2 農地を借り受けようとする者は、市長が定める日までに、富山市大区画農地借受申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

（貸付決定）

第5条 市長は、前条第2項の規定に基づき、申し込みをした者の中から先着順により、貸付の相手方を決定する。

2 申請受付開始時点において、同一の区画に関する申請書類を提出する申請者が複数人いた場合には、抽選により順番を決定する。

3 市長は、前条第2項により申請のあった者に対し、富山市大区画農地貸付決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

（貸付決定の取り消し）

第6条 市長は、農地貸付の決定を受けた者（以下「借受者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、農地貸付の決定を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

（1） 公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

（貸付期間）

第7条 農地の貸付期間は、5年とする。ただし、市長が特に必要と認める場合においては、別に定める期間とすることができる。

（期間の更新）

第8条 借受者が前条の貸付期間の経過後も引き続き当該農地を使用したいときは、市長に申請しなければならない。

(貸付料)

第9条 農地の貸付料は、別表のとおりとする。

2 貸付料は、市長の発行する納入通知書により、指定期日までに、指定の金融機関に支払わなければならない。

3 借受者は、自己の責に帰すべき事由により利用料金の支払いを遅延した場合、市長に対し、前項の期間満了の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項に規定する率で計算した額の遅延利息を加算して支払う。

4 第7条に定める貸付期間の始期または終期が年度の中途に係るときは、当該年度の貸付料は、日割り計算により算出した額とする。

(貸付料の改定)

第10条 市長は、換地による面積の確定や経済事情の変動その他の事情の変更に基づいて、特に必要があると認めるときは、貸付料を改定することができる。ただし、いかなる場合も農作物の減収等については補償しない。

(貸付地の維持管理)

第11条 借受者は貸付地を正常な状態において管理しなければならないものとし、貸付地において建物又は工作物を新設し、増設し若しくは移設し、又は大修繕をしようとするときは、あらかじめ詳細な理由を付した書面をもって市長の承認を受けなければならない。

(維持費用等)

第12条 貸付期間中における貸付地の維持保全に要する経費は借受者の負担とする。

(原状回復の義務)

第13条 借受者は、使用が終わったとき(第5条の規定により貸付決定を取り消されたときを含む。)は直ちに原形に回復し返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月4日から施行する。

別表（第9条関係）

区画	大字	地番	地積（㎡）	単価（円/10a）	貸付料
A	塩	3001	27,755	6,800	188,730
	塩	3003	17,716	6,800	120,470
B	塩	3004	26,888	6,800	182,840
	塩	3005	20,534	6,800	139,630
C	塩	3009	29,854	6,800	203,010
	塩	3010	33,177	6,800	225,600
D	塩	3012	13,858	5,200	72,060
E	塩	3023	14,211	5,200	73,900
F	塩	3024	4,441	3,600	15,990
G	塩	3016	12,071	5,200	62,770
H	塩	3020	14,616	5,200	76,000